

## 美里町危険老朽空家除去補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するため、危険老朽空家の解体、撤去及び処分に要する経費を予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和58年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 町内に所在する居住の用に供していた建築物であって、1年以上使用されていないものをいう。
- (2) 危険老朽空家 昭和56年5月31日以前に建築された空家（昭和56年6月1日以後に増築又は改築された空家を除く。）であって、別表第1に定める基準に基づき判定した評点が100点以上と評価されたものをいう。
- (3) 協会 町と危険老朽空家の所有者への支援に関する協定を締結している宅地建物取引業の団体をいう。

### (補助対象空家)

第3条 補助金の対象となる危険老朽空家（以下「補助対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当する危険老朽空家とする。

- (1) 補助対象空家と一体的な利用に供される敷地及び建築物が、1年以上使用されていないこと。
- (2) 敷地が借地の場合は、土地所有者の同意を得ていること。
- (3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条の2の規定による補償金その他公共事業の補償の対象となっていないこと。
- (4) 質権、抵当権、先取特権又は所有権移転等の仮登記が設定されていないこと。
- (5) 空家となった原因が、火災その他災害を原因としたものでないこと。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、一の事業につき1回限りとする。

- (1) 町税に滞納がない者
- (2) 補助対象空家の所有者（所有者が死亡している場合は、その相続人）

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 危険老朽空家物件調査事業

(2) 危険老朽空家解体事業

2 前項各号の事業の内容、交付要件、補助対象経費及び補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。この場合において、一の補助対象空家に対する補助金の額は、50万円を限度とする。

(事前申込)

第6条 前条第1項第1号の危険老朽空家物件調査事業に係る補助金の交付を受けようとする補助対象者は、美里町危険老朽空家物件調査事前申込書（様式第1号）をあらかじめ町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、当該申込書の写しを協会に提供するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美里町危険老朽空家除去補助金交付申請書（様式第2号）を、事業の区分に応じ、別表第3に掲げる書類を添付し、同表に掲げる期限までに町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、及び別表に定める基準に基づき判定し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の決定をしたときは、美里町危険老朽空家除去補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の変更又は中止)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、美里町危険老朽空家除去補助金変更（中止）申請書（様式第4号）に補助対象工事の内容の変更又は補助対象工事の中止が確認できる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、美里町危険老朽空家除去補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業を完了した日から30日以内又は補助金交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、美里町危険老朽空家除去補助金実績報告書（様式第6号）に事業の区分に応じ、別表第4に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の報告書の提出があったときは、補助金の額を確定し、美里町危険老朽空家除去補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに美里町危険老朽空家除去補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、美里町危険老朽空家除去補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 補助対象工事を中止したとき。

（2） この告示の規定に違反したとき。

（3） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、既に交付した補助金があるときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第64号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の美里町危険老朽空き家除去補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に申請のあった補助金について適用し、この告示の施行の日前に申請のあった補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第8条関係）

評点区分		評点項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	基礎	構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上必要な部分をいう。以下同じ。）である基礎が玉石であるもの	10	80
			構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		外壁	外壁の構造が粗悪なもの	5	
構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又ははり	構造耐力上主要な部分の不同沈下が軽微にあるもの	5		
		木造の場合、1階の傾斜が1/60以下あるもの			
		鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/100以下、傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合1/200以下あるもの			
		鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が1/60以下あるもの	20		
		構造耐力上主要な部分の不同沈下として著しい床及び屋根の落ち込み又は浮き上がりのあるもの			
		基礎の破損が部分的にあるもの			
		木造の場合、1階の傾斜が1/60～1/20あるもの			
鉄骨造であって傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/100～1/30、傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合1/200～1/50あるもの					
鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の					

		場合、建築物全体の傾斜が $1 / 60 \sim 1 / 30$ であるもの		
		腐食、蟻(ぎ)害(しろありの蟻道及び被害(複数のしろありが認められることを含む。)) ことをいう。以下同じ。) 等により一部の断面欠損があるもの		
		構造耐力上主要な部分の不同沈下として小屋組みの破壊、床全体の沈下のあるもの	50	
		基礎の破損が著しいもの		
		木造の場合、1階の傾斜が $1 / 20$ 超であるもの		
		鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合 $1 / 30$ 超、傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合 $1 / 50$ 超であるもの		
		鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が $1 / 30$ 超であるもの		
		腐食、蟻害等により著しい断面欠損があるもの		
	外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの	10	
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	20	
	屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	10	
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の部材が垂れ下がったもの	20	

			屋根が著しく変形したもの	30	
2	防火上又は避難上の構造の程度	外壁	道路又は隣地に建物のある敷地境界線より3メートル以内に可燃性の部材による外壁があるもの	10	30
			道路又は隣地に建物のある敷地境界線より3メートル以内に可燃性の部材による外壁の壁面数が3面以上あるもの	20	
		屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
3	落下、飛散危険物	落下物（建築物）	窓枠、窓ガラス、戸、ひさし、屋外階段、戸袋等評点区分1の項目にない建築物の一部が落下のおそれがあるもの	10	30
		落下物（付属物）	看板、機器類、アンテナその他建物本体に付属する物であって落下のおそれがあるもの	10	
		飛散物	建築物の部材が風により、近隣敷地まで飛散するおそれがあるもの	10	
4	近隣への危険度		敷地の境界線から60度の斜線に建築物がかかるもの	20	20
5	不法侵入		不特定の者に容易に侵入され、犯罪、火災等を誘発するおそれがある状態	10	10
6	接道状況		国道、県道及び町道に面しているもの	10	10

備考 一の評定項目につき該当評定内容が複数ある場合は、当該評定項目の評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

## 別表第2（第5条関係）

### 1 危険老朽空家物件調査事業

事業の内容	補助対象空家の解体費用及び解体後の更地価格の概算額を算出するための調査を委託した経費に対する補助
補助対象経費	協会に所属する者が実施をする調査に要した費用
補助金の額	補助対象経費の実費相当額とし、10万円を限度とする。ただし、

	補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
--	---

## 2 危険老朽空家解体事業

事業の内容	補助対象空家の解体、撤去及び処分を行う工事の経費に対する補助
補助対象経費	次のいずれにも該当する工事であること。 (1) 補助対象者が契約する補助対象空家の解体、撤去及び処分に係る工事であること。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた業者が行う工事であること。 (3) 第8条の規定による通知の日以降に着手する工事であること。
補助金の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### 別表第3（第7条関係）

事業の区分	添付書類	交付申請期限
危険老朽空家物件調査事業	(1) 補助対象空家の位置図 (2) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し (3) 補助対象空家の現況の写真 (4) 相続人が申請する場合は、相続権を有していることを証明する書類 (5) 委任を受けた代理人が申請する場合は、所有者又は相続人の委任状 (6) 建物の登記事項証明書（補助対象空家が未登記の場合は、固定資産家屋評価証明書） (7) 町税に滞納がないことの証明書 (8) 借地に補助対象空家がある場合は、土地の所有者の同意書	調査日の15日前

	(9) 誓約書（様式第10号） (10) その他町長が必要と認める書類	
危険老朽空家解体事業	(1) 補助対象空家の位置図 (2) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し (3) 補助対象空家の現況の写真 (4) 相続人が申請する場合は、相続権を有していることを証明する書類 (5) 委任を受けた代理人が申請する場合は、所有者又は相続人の委任状 (6) 建物の登記事項証明書（補助対象空家が未登記の場合は、固定資産家屋評価証明書） (7) 町税に滞納がないことの証明書 (8) 借地に補助対象空家がある場合は、土地の所有者の同意書 (9) 誓約書（様式第10号） (10) 建設業者の建設業許可証の写し又はリサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し (11) 過去に危険老朽空家物件調査事業の補助金を受けたことがある場合は、その交付額確定通知書の写し (12) その他町長が必要と認める書類	工事着工の30日前

別表第4（第10条関係）

事業の区分	添付書類
危険老朽空家物件調査事業	(1) 補助対象事業に係る契約書の写し (2) 補助対象事業に係る領収書の写し (3) その他町長が必要と認める書類
危険老朽空家解体事業	(1) 補助対象事業に係る契約書の写し (2) 補助対象事業に係る領収書の写し (3) 補助対象事業が完了したことを証する写真 (4) 補助対象事業の実施に伴う廃棄物の処理に関する証明書 (5) その他町長が必要と認める書類